

平成 29 年 3 月 30 日

国際学生宿舎日本人入居者 各位

## 2 年目以降の火災保険の取り扱いについて

昨年度の平成 28 年度から国際学生宿舎への入居にあたっては、火災保険への加入を義務化しました。

今年度も国際学生宿舎の入居者については火災保険の加入が必須の条件ですので、4 月以降も継続して国際学生宿舎に入居する方は、以下を参考に火災保険の加入・更新手続きを必ず行ってください。火災保険の加入・更新が確認できない場合は入居許可を取り消しますのでご注意ください。

### 1. 生協の火災共済に引き続き加入する場合

生協の火災共済については、通常は自動更新となっており、指定口座から保険料が自動で引き落としとなります。口座からの引き落としを指定せずに加入した方は改めて生協にて手続きが必要となりますので、生協にて手続きを行ってください。

なお、生協の火災共済を更新した方は、「**火災共済更新申告書**」をプラザ管理室又は中和寮管理人に【4 月 14 日（金）】までに提出してください。学生支援課から一橋大学生協に確認を行いますので、確認書の提出は不要です。

### 2. 民間の火災保険に加入する場合

生協の火災共済ではなく、民間の火災保険に加入する場合は、以下の①及び②の保障内容が含まれている火災保険としてください。

- ① 借家人賠償責任補償額が 1,200 万円以上。
- ② 共用部の火災に対しても保障されていること。

上記①及び②の保障が含まれていない火災保険は対象外となります。

なお、民間の火災保険に加入した場合は、「**保険証券の写し**」及び「**上記①・②の保障内容が確認できる書類**」をプラザ管理室又は中和寮管理人室に【4 月 14 日（金）】までに提出してください。

■ 本件問い合わせ先

一橋大学学生支援課学生生活係

TEL : 042-580-8141

EMAIL : stu-ry.g@dm.hit-u.ac.jp